

## 相続を争族にしないための民法改正

### ◆相続分野を見直す民法改正法案が国会提出へ

民法相続編（相続法）の改正案が2018年度通常国会に提出される。注目されるのは被相続人の配偶者の居住権を保護する規定が盛り込まれたことだ。これまで父親の居住用不動産を相続した子供が、換金のためにそこに住んでいた母親を追い出すような事例があったのである。改正案では居住建物を無償で使用する権利を「配偶者居住権」とし、登記もでき、建物の所有権を取得する第三者に対抗できるようになる。あわせて、婚姻期間20年以上の夫婦の場合は居住用建物、敷地を贈与すれば、相続財産に戻す必要がなくなる。これまでは贈与された財産でも被相続人の意思表示がなければ、相続財産に戻され遺産分割の対象となっていた。

ほかに相続税の支払い等のため、遺産分割の前に被相続人名義の預貯金から一部を仮払いする制度ができたり、相続人が自分の相続分として最低限主張できる「遺留分」について、自宅など分割が困難な不動産の持ち分に替えて相当の金銭請求にすることができる。こうした改正によって、相続時の遺産分割、納税をめぐって起きる相続人間のトラブルを減らすことを期待している。

### ◆相続を控えて「争族」を避けるためには何をすべきか

16年死亡者数は130万人だったが、同年家裁に持ちこまれた遺産分割事件は、12,188件（司法統計）にのぼる。遺産分割をめぐるトラブルがきっかけで、裁判沙汰になったり、家族関係が険悪なものになってしまう事例は多いのである。

相続に際しての争いを避けるためには、相続が発生する前に、相続の対象となる財産につき誰がどのように引き継ぐか、家族の間のコンセンサスが必要である。改正案では、自筆証書遺言の保管制度をつくるなど親の意向を示す遺言書の利用をすすめている。しかし現実には、親の高齢化に伴い意思能力が衰えたり、認知症などにより意思能力を失う場合もある。財産を守るだけなら本人の代わりとなる「成年後見制度」があるが、本人が生前から財産の運用や処分を決めたいのなら、財産を信頼できる人に委ね（所有権を移す）、運用や処分、指定先への承継などを指示できる「信託」制度も検討すべきだろう。 【川口 満】